

紋別市立学校における働き方改革
アクション・プラン
(第2期)

令和3年10月
紋別市教育委員会

はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い人々の行動・価値観が大きく変化しているなど、私たちを取り巻く社会情勢は、ますます複雑で予想困難になってきています。

このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要があります。

このため新学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にして、その実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、各学校が編成する教育課程を軸に、教育活動や学校経営などの学校の全体的な在り方の改善を目指す「カリキュラム・マネジメント」の確立を図ることとしています。

学校における働き方改革は、学校の教育目標の実現に向けて、人的・物的資源をどのように投入するかという「カリキュラム・マネジメント」の側面を持つものであり、新学習指導要領の理念の実現に必要な学校運営（マネジメント）そのものです。

現在、各学校では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学びを最大限に保障するという観点に立って、学校教育活動に取り組んでいます。こうした状況の中、新たに増加した教員の業務負担を軽減するためにも、これまで以上に実効性ある取組を一層進めていく必要があります。

1 これまでの取組の成果と課題

紋別市教育委員会（以下「市教委」という。）では、平成31年2月に、令和2年度までを取組期間とする「紋別市立学校における働き方改革 紋別市アクション・プラン」（以下「第1期アクション・プラン」という。）を策定し、これまで必要な見直しを行いながら、教職員の在校時間の縮減に向けた取組を進めてきました。

(1) 第1期アクション・プランに基づく取組の実施

第1期アクション・プランでは、令和2年度末までに取り組む目標を「教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。」と掲げ、「部活動休養日を完全に実施している部活動の割合」「変形労働時間制を活用している学校の割合」など4つの指標を定めて、取組を実施しました。

【第1期アクション・プランに掲げた指標の進捗状況（令和2年度）】

指 標	R 2 達成率
部活動休養日を完全に実施している部活動の割合	100%
変形労働時間制を活用している学校の割合	100%
定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合	100%
学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合	100%

(2) 教職員の時間外勤務等に係る実態

約37%の教職員に月45時間以上の超過勤務実態があり、教頭のほか一部教職員に偏って長時間勤務となっている実態が明らかとなっております。

また、約63%もの教職員が年360時間以上の超過勤務となっており、各学校においては諸会議の効率化、校内委員会の整理、ICTの活用促進、部活動の見直しなど、それぞれの実情を踏まえて、実行可能な取組から速やかに実施していくとともに、教頭業務の負担軽減対策の検討を進めるなど、成果を着実に積み重ねていく必要があります。

【職種ごとの1月当たりの時間外勤務実態（令和2年度）】

職種	対象者数	月45時間以上の者		年360時間以上の者	
		人数	割合	人数	割合
校長	9	2	22%	5	56%
教頭	8	7	88%	8	100%
教諭(小)	73	24	33%	43	59%
教諭(中)	40	22	55%	31	78%
養護教諭	8	0	0%	2	25%
栄養教諭	2	0	0%	2	100%
事務職員	9	0	0%	3	33%
計	149	55	37%	94	63%

【時間外勤務を月45時間以上行っていた教頭、教諭の割合（令和2年度）】

職種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教頭	100%	63%	100%	100%	75%	100%	100%	88%	88%	75%	75%	88%
教諭(小)	33%	0%	48%	45%	11%	51%	52%	38%	34%	5%	37%	49%
教諭(中)	48%	0%	63%	68%	43%	70%	75%	60%	50%	38%	60%	50%

【時間外勤務を月60時間以上行っていた教頭、教諭の割合（令和2年度）】

職種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教頭	100%	25%	88%	75%	25%	75%	75%	75%	50%	25%	38%	75%
教諭(小)	12%	0%	30%	22%	1%	33%	30%	15%	14%	0%	11%	33%
教諭(中)	28%	0%	35%	58%	30%	60%	55%	43%	28%	23%	28%	28%

【時間外勤務を月80時間以上行っていた教頭、教諭の割合（令和2年度）】

職種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教頭	50%	13%	63%	38%	0%	25%	38%	25%	25%	13%	25%	50%
教諭(小)	3%	0%	11%	8%	0%	8%	10%	3%	3%	0%	0%	7%
教諭(中)	10%	0%	10%	28%	13%	33%	33%	25%	8%	0%	5%	3%

【第1期アクション・プランにおける主な取組と成果】

① 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

令和2年度はスクールカウンセラー1名、スクールソーシャルワーカー1名、特別支援教育支援員18名、スクール・サポート・スタッフ4名、部活動指導員1名、学習サポーター8名（うち2名は地域おこし協力隊員）を配置し、教職員の負担軽減に繋がりました。

② ICTを活用した教材の共有化等による授業準備等の支援の充実

令和元年度に導入した校務支援システムの運用を継続し、利用促進に取り組み、校務の効率化を図りました。また、GIGAスクールネットワーク構想実現を目的として、高速大容量の校内通信ネットワークの整備と児童生徒1人1台端末整備を行いました。

③ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、保護者や地域住民が学校の教育活動を支援する「コミュニティ・スクール」を、令和2年4月に市内全小中学校に設置しました。

2 アクション・プラン（第2期）の概要

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」です。

この理念を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取組を加えるなどした新たなアクション・プラン（以下「アクション・プラン（第2期）」という。）を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものです。

3 アクション・プラン（第2期）の性格

アクション・プラン（第2期）は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年（2020年）文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。）第2章第2節（1）に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、紋別市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則第2条に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。

4 アクション・プラン（第2期）の目標及び取組期間

【目標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とします。

【取組期間】

令和3年度から令和5年度までの3年間とし、市教委、各学校が緊密に連携・協力し

ながら、目標の早期達成に向けて取り組みます。

【用語解説】

- ① 「教育職員」とは、給特条例第2条第2項に定める公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。
- ② 「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。
 - ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間
 - イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
 - ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）
 - エ 休憩時間
- ③ 「所定の勤務時間」とは、給特条例第7条第1項各号に掲げる日（祝日法による祝日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。
- ④ ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。

なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意する。

 - ア 1か月の時間外在校等時間 100時間未満
 - イ 1年間の時間外在校等時間 720時間
 - ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月
 - エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

5 市教委及び学校の役割

（1）市教委の役割

- ・ 学校における働き方改革を進めるための計画等や学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定めます。
- ・ 学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校の取組の支援を行います。

（2）学校の役割

- ・ 校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。

- ・ 校長は、アクション・プラン（第2期）に掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、働き方改革手引き「Road」を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進します。

※ 働き方改革「Road」

学校における働き方改革推進のため、道教委がコンサルタント事業を展開する（株）インソースに「新時代の教育を支える働き方改革推進事業」を委託し、外部の視点で学校現場における業務改善を進める際の手引きとなるよう製作したもの。

6 推進体制と取組の検証・改善

市教委は、アクション・プラン（第2期）の各項目の進捗状況を管理するとともに、施策の検証等の結果や国の動向等を踏まえ、取組の追加や廃止等を検討し、必要に応じてアクション・プラン（第2期）の見直しを行います。

7 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協力しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠です。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者や地域住民等の理解を深める必要があります。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努めます。

8 学校や教員が担う業務の明確化

市教委は、国の中央教育審議会答申で示された次の考え方を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各学校や関係機関等と連携しながら、地域や保護者の理解の醸成に努めます。

【これまで学校・教員が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方】

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要がない業務	教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③学校徴収金の徴収・管理		

<p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑧部活動（部活動指導員等）</p> <p>※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑪学校評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）</p> <p>⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</p>
---	--	--

※ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（平成31年（2019年）1月25日中央教育審議会答申）より抜粋

9 アクション・プラン（第2期）の具体的な取組

Action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

（1）働き方改革手引き「Road」の積極的な活用

- ・ 市教委は、働き方改革手引き「Road」を、全ての学校で積極的に活用するよう促します。
- ・ 市教委は、全ての学校において、働き方改革を進める上で中核となる「コアチーム」（働き方改革手引「Road」第3章に掲載）の設置を検討するよう促します。
- ・ 市教委は、全ての学校において、働き方改革の取組がどの程度進んでいるのかを検証するチェックリスト（働き方改革手引「Road」第7章に掲載）を活用するよう促します。
- ・ 市教委は、教職員が本来の業務に専念できる環境の整備に向け、RPA（Robotic Process Automation）技術の活用も含め、業務の効率化や集約化の検討を進めます。

（2）ICTを積極的に活用した業務等の推進

- ・ 市教委は、学習履歴（スタディ・ログ）などの教育データを活用し、自動的かつ継続的なデータの取得や情報共有の即時化により、校務を効率化させ、教職員の事務作業にかかる時間の減少を図るため、ICT環境の充実を進めます。
- ・ 市教委は、各学校に対し、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業やオンライン学習の実施など、指導の充実を図る取組を推進します。

- ・ 市教委は、教職員のICT活用指導力の向上を図るための研修等の充実や、ICTに精通した人材の配置など、学校体制の整備に努めます。
- ・ 市教委は、校種に応じて道教委のホームページ（ICT活用ポータルサイト等）に掲載された教材や資料等を活用するよう促すなど、教職員の授業づくりを支援します。

共 通	ICT活用授業モデル、各種資料（教員研修、クラウドサービス、活用事例、情報モラル等）、ICT活用ミニハンドブック
小学校	ICTを活用した各教科等の学習指導案や教材、特に小学校プログラミング教育に関する教室用デジタル教材、ワークシートなど授業準備に役立つ資料や新学習指導要領に対応した実践例
中学校	ICTを活用した各教科等の学習指導案や教材、技術・家庭科や美術等、免許外指導者の参考となる教材、ワークシートなど授業準備に役立つ資料や新学習指導要領に対応した実践例

（3）地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- ・ 市教委は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、働き方改革の各種取組について、分かりやすい情報提供を行うよう努めます。
- ・ 市教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」に関わり、地域の実情に応じた効果的な活動を促します。

（4）「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 市教委は、学校に対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、部活動指導員等の専門のスタッフの配置を進めます。
- ・ 市教委は、道教委等に対し、スクール・サポート・スタッフを含めた専門スタッフ等の派遣や配置の要請を行います。

（5）校務支援システムの活用促進

- ・ 市教委は、校務支援システムの効果的な活用促進に努めます。

Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減

（1）部活動休養日等の完全実施

- ・ 市教委は、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進めます。
- ・ 市教委は、部活動の活動時間は、平日2時間、休日3時間が原則であって、大会1

か月前の活動時間の特例は例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであること、これを実施する場合は勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図ります。

① 部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こと。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めること。

② 部活動の活動時間

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすること。

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「紋別市の部活動の在り方に関する方針」による。

(2) 複数顧問の効果的な活用

- ・ 市教委は、部活動ごとに可能な限り複数顧問を配置して、技術指導や安全管理を交代で行うなど、時間外勤務の縮減につながる取組を実践するよう、学校への指導・助言を行います。

(3) 部活動指導員の配置等

- ・ 市教委は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、部活動指導員を配置するとともに、その効果的な活用を図ります。

(4) 中体連、中文連、各競技団体との連携・協力等

- ・ 市教委は、道教委などを通じ、中体連や中文連等の関係団体と連携、協力し、部活動休養日等の完全実施のための取組を進めます。
- ・ 市教委は、道教委などを通じ、大会やコンクール等の主催者に対し、部活動指導員による引率や、複数の学校による合同チーム、地域スポーツクラブ等の大会参加が可能となるよう、関係規定の改正等を要請します。

(5) 学校規模等に応じた部活動数の適正化

- ・ 市教委は、各学校に対し、学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とするよう促します。

(6) 部活動の地域への移行や合理的で効果的な部活動の推進

- ・ 市教委は、休日の部活動を段階的に地域の活動へと移行することを目指す国の部活動改革の方向性を踏まえ、道教委と連携し、その実現に向けた実践研究に取り組むとともに、成果の普及に努めます。
- ・ 市教委は、生徒のスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保に向けて、複数の学校による合同部活動の在り方や、地域スポーツクラブ等との積極的な連携、ICTを活用

した指導等に関する実践研究に取り組むとともに、成果の普及に努めます。

Action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

- ・ 市教委は、校務支援システムによる令和2年4月に開始した「出退勤管理システム」を適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し公表するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録するよう努めます。
- ・ 市教委は、当該計測の結果が勤務状況を証明する重要な記録であることを踏まえ、公文書としてその管理及び保存を適切に行います。
- ・ 各学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進めます。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 市教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、次の取組を進めます。

- ① 月2回以上の定時退勤日の実施
- ② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ③ 15日以上の子次有給休暇の取得促進
(年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。)
- ④ 仕事と育児・介護等の両立支援

- ・ 市教委は、ワークライフバランスの実現により、職務への意欲を向上させ、個々の教職員の能力やデータ等を相互に活用するといった業務の共有化や、組織としての優先順位を明確にした業務の効率化を図ります。
- ・ 各学校の職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進めます。
- ・ 各学校の管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動します。
- ・ 各学校の管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとします。

(3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・ 市教委は、学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとします。
- ・ 各学校の管理職員は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標を設定することとします。
- ・ 各学校の管理職員は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努めます。
- ・ 各学校の管理職員は、上限時間を超える職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組みます。

(4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 市教委は、教職員が休養を取りやすい環境を整備し、もって心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定します。

① 実施目的

- ・ 職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。

② 設定期間

- ・ 8月15日前後の3日間に設定することを基本（夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可）とする。
- ・ 年末年始の休日は、市内統一の学校閉庁日とする。

③ 服務上の取扱等

- ・ 年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。
- ・ 休暇の取得を強制しない。
- ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要とする。
- ・ 部活動休養日に設定する。

④ 保護者への周知

- ・ 市教委や道教委が示す通知文例を参考に、各学校が通知を保護者に発出する。

(5) 働き方改革に関する研修の実施

- ・ 学校における働き方改革を進めていくためには、管理職員のマネジメントが極めて重要であることから、市教委や道教委が行う研修への積極的な参加を促します。
- ・ 市教委は、教職員全体に対し、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、各種研修の機会を活用するとともに、各学校においても働き方改革に関する研修を実施するよう促します。

(6) 主幹教諭等の配置の推進等

- ・ 市教委は、いじめや不登校等の教育課題の解決に向けて、校長がリーダーシップを

発揮することのできる組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置を要請します。

- ・ 市教委は、国や道の定数加配の活用などにより、小学校における専科指導に従事する教員や生徒指導等の様々な課題に対応する教員を配置するなどして、学校の指導体制や組織運営体制の充実を図ります。

(7) 教諭等及び事務職員の標準職務の明確化

- ・ 市教委は、教諭等及び事務職員それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に校務運営に自主的・主体的に参画できる環境整備に努めます。
- ・ 市教委は、事務職員の主体的な学校運営への参画を促進するため、職員研修の充実や学校事務の一層の効率化を図るとともに、役割の拡大に応じた学校事務体制の充実が図られるよう、国や道の加配なども活用しながら、共同学校事務室の一層の活用を図ります。

Action 4 市教委による学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進等

- ・ 市教委は、教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、情報収集を行い、必要に応じた改善・助言を行うとともに、ストレス・チェックの導入について検討します。
- ・ 市教委は、教職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施するほか、教職員の健康管理に関し、必要に応じて医療機関の受診を促します。

(2) 調査業務等の見直し

- ・ 市教委は、教職員の事務負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、その必要性和手法の妥当性を考慮し、可能な限り廃止や縮小、他の調査との統合等の精選を図ります。
- ・ 市教委は、調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮します。
- ・ 市教委は、各種団体からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動の案内等の家庭向け配布物について、当該団体に対し、学校の負担軽減に向けた協力を要請します。
- ・ 市教委は、学校を対象として行う調査業務の見直しを行います。

(3) 勤務時間等の制度改善

- ・ 市教委では、道教委の制度改正に準じ、4週の間内での変形労働時間制を導入し、随時対象業務を拡大してきたほか、休憩時間に係る制度改正や、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更、1年単位の変形労働時間制の導入の検討を行うなど、職員の勤務時間に係る制度改正を行ってきたところであり、これらの制度が有効に活用されるよう、引き続き学校に対する指導・助言を行います。

(4) 適正な勤務時間の設定等

- ・ 市教委は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等について、労働基準法等の規程に基づき教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行います。
- ・ 市教委は、各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適性に行うよう指導・助言を行います。
- ・ 市教委は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保するよう促します。

(5) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

- ・ 市教委は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、教育課程の編成・実施に当たっても教職員の働き方改革に十分配慮するよう必要な指導・助言を行います。

(6) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・ 市教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を派遣する体制を整備するとともに、福祉部局・警察等との連絡体制の確立など、関係機関との連携・協力体制を強化します。
- ・ 市教委は、学校において生徒指導上の諸問題が深刻化し、児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急事案が発生した場合には、心理的、福祉的、法的側面等の専門的な見地から支援を行うため、学識経験者や弁護士、医師などで構成する「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の協力を要請します。

(7) 研修の精選・見直し

- ・ 市教委は、教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国や道の通知等を踏まえながら精選を検討します。

(8) 若手職員への支援

- ・ 市教委は、若手教員が学校単位を超えて悩みを共有できるよう、初任段階教員研修等の機会等を活用し、働き方改革の観点も含め、指導主事等による指導・助言を受けられる機会を設けます。
- ・ 各学校においては、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援します。

(9) 教頭への支援

- ・ 市教委は、校長を助け、校務を整理するなど、学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、

次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進めます。

- ① 調査業務の見直しや簡素化などの取組を進める。
- ② 主幹教諭やスクール・サポート・スタッフ等の配置など、学校組織体制を整備する。
- ③ 事務職員等との役割分担を図る。
- ④ 教頭に求められる資質能力を明確化した研修を行う。

- ・ 市教委は、教頭職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら、職の魅力向上に向けた取組を実践する中で、業務負担の軽減対策についても検討を進めます。

(10) 学校行事の精選・見直し

- ・ 市教委は、各学校に対し、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するとともに、次の取組を積極的に促します。

- ① 学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、負担軽減を図ること。
- ② 地域行事と学校行事の合同開催など、行事の効果的・効率的な実施を検討すること。
- ③ カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めること。

(11) 学校が作成する計画等の見直し

- ・ 市教委は、各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行います。
- ・ 市教委は、学校単位で作成される計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成されるよう指導・助言を行います。
- ・ 市教委は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実状に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進します。
- ・ 市教委において、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル(ひな形)を提示します。

(12) 学校の組織運営に関する見直し

- ・ 市教委は、学校に設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を担う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行います。

(13) 留守番電話やメールによる連絡対応や押印の省略等

- 市教委は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の活用やメールによる連絡対応等の取組を進めます。
- 市教委は、各学校や地域の実情を踏まえつつ、可能なものから、学校提出書類への押印の省略、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に向けた取組を進めます。

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。
この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- (2) 市教委及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおそろかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。
市教委及び学校の管理職員は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。